

令和 5 年(2023 年)6 月 7 日

札幌市工事管理室

熱中症対策に資する現場管理費補正における真夏日温度の変更について

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」につきましては、「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に係る当面の対応について」により当面の間、真夏日を日最高気温が 28°C 以上の日として取扱う旨を通知していたところですが、この通知を廃止し、今後の対応を下記の通りといたします。

記

1 用語の定義

【現 行】

真夏日 → 日最高気温が 28°C 以上の日

【令和 5 年 6 月 1 2 日以降】

真夏日 → 日最高気温が 30°C 以上の日

この変更に伴い、真夏日を以下のとおり取扱う

真夏日：令和 2 年 7 月 2 9 日から令和 5 年 6 月 1 1 日まで日最高気温が
 28°C 以上の日

令和 5 年 6 月 1 2 日以降、日最高気温が 30°C 以上の日

2 適用

今後、しゅん功する土木工事において適用する。